

武蔵小杉合同法律事務所

残暑お見舞い 申し上げます

2004年10月、海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」に配属された1等海士（当時21歳）が、先輩隊員からの暴行・恐喝を苦にして自殺した痛ましい事件。本年4月23日、東京高等裁判所は国及び先輩隊員に、遺族に対して約7330万円の損害賠償を命じる画期的な勝訴判決を言い渡しました。当事務所からは阪田、神原両弁護士が弁護団に参加しています。10年もの長い闘いでしたが、「風俗店で遊んで借金苦で自殺した」と国から事実無根の誹謗中傷を受けた海士の無念を晴らし、名誉を回復することが叶いました。あらためて亡くなった海士のご冥福をお祈りするとともに、厳しい裁判を闘い抜いたご遺族に心よりの労いと敬意を表したいと思います。

訴訟を通じて明らかになったことは、隊員の命や安全よりも、組織のメンツを優先し都合の悪いことを隠蔽する自衛隊の体質です。国は、事件後に実施したいじめに関するアンケート等の関係文書を隠匿し、真相解明を妨げてきました。判決は、この国の隠匿行為について違法性を認定しています。

残念ながら事件後も自衛隊内のいじめは後を絶ちません。いじめは、密室で行われることでエスカレートします。自衛隊の隠蔽体質を改め、必要な情報を公開し、風通しのよい職場環境を作っていくことがいじめ根絶には必要不可欠ではないでしょうか。

7月1日、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。

これにより、自衛隊員は「専守防衛」のための任務にとどまらず、他国での戦闘行為に参加する任務を負うこととなります。そうなれば、ますます「防衛機密」の名の下に、自衛隊内部の情報は遮断されていくでしょう。

NEWS VOL.9 2014.08



自衛隊員も、組織の一員である前に、ひとりの人間です。

ひとりひとりの命を大切にできない組織や国が、果たして、「国民のいのちを守る」ことなどできるのでしょうか。

お互いが、目の前のひとりひとりの命を大切に、そういう社会を創っていくために、私たちは力を尽くしていきたいと、決意を新たにしています。

神奈川医療問題弁護団

弁護士 永田 亮

弁護士になって早7ヶ月が経ちました。事務所の先輩方や事務局、弁護団等と一緒に他の弁護士の方々のご指導で、日々勉強しながら業務に取り組んでいます。

事務所の先輩はすでに多くの弁護団に所属しており、私もそのいくつかに参加しています。加えて、かねてより関心のあった神奈川医療問題弁護団に参加したご縁で、この4月から都筑区の内科医院が最も強いステロイドが使用されたクリームを、非ステロイドの漢方クリームとして処方していた事件の弁護団（都筑区山口医院被害弁護団）の立ち上げに関わらせてもらいました。

電話等で寄せられる被害者の声は、医院に対する怒りと将来の身体への影響についての不安でいっぱいです。このような事件は、医師を信頼して自分の身体を預けるという医療のあり方としてあってはならないものですし、特にステロイドの影響に悩み、薬にもすがる思いで高額のクリームを購入していた患者の気持ちを蔑ろにするもので、とても許せるものではありません。



第2の故郷、沖縄にて

この弁護団には患者の苦しみに共感したり、不当な診療行為を是正する必要性を強く感じた先生方がたくさんいます。そのような弁護士たちが集まって、弁護団の発足、被害者対応、方針の決定などを一つ一つ話し合って決定し、その一方で、事態の変化を受けて、決定した方針を変更せざるを得なくなり、改めて意見を交換し合うこともありました。このような活動に最初から参加することが出来た経験は、今後の弁護士生活にとって大事な糧になるものと感じています。これからも弁護団の活動を通して、少しでも多くの被害者の救済が図れるよう尽力します。

弁護士としての通常の業務はもちろんですが、このような弁護団活動からも得るものは多く、それを通常の業務にも生かし、弁護士として成長していくことができるようこれからも努力していきます。



残業代ゼロ、残業∞

弁護士 穂積 匡史

残業代ゼロ法案が復活しようとしている。

「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため」と政府は言う（日本再興戦略・改訂版 22 頁）。しかし、既に成果主義は広がっている。本当に「働き手のニーズ」があるのか疑わしい。「時間ではなく成果で評価したい経営者のニーズに応えるため」と正直に言えばいいのに、と思う。

「残業代目当てでダラダラ働くことがなくなるから、労働者のためになる」と言う人もいる。しかし、きちんと働いているのに残業代を支払われていない人のほうが、よっぽど多い、というのが実感だ。

今とりくんでいるサントス事件では、私の依頼者は、長時間労働で身体を壊して労災認定を受けた。そこで労働組合に加入し、労働条件について会社と団体交渉を始めた途端、別の組合員と一緒に懲戒解雇された。神奈川県労働委員会は懲戒解雇が不当労働行為であるとして会社に撤回を命じた（2013年10月29日救済命令）。横浜地方裁判所も懲戒解雇を無効と判断し、あわせて残業代の支払いも命じた（2014年5月29日判決）。もちろん彼（彼女）らは、残業代目当てで長時間労働をしていたのではない。だって、そもそも残業代など支払われていなかったのだから。

身体を壊して初めて違法な長時間労働に気づき、弁護士に相談して初めてサービス残業だったことを知る。そういう人たちは何人も見てきた。

労働基準法が残業代の支払を定めているのは、長時間労働を抑制して、労働者の健康を守るためである。このルールを守らず、サービス残業で人件費を浮かせる企業が出てくれば、ルールを守る企業が競争に敗れることになる。だからルールを守らせるのが課題であるのに、残業代ゼロ法案は、逆に違法（サービス残業）を合法化して、ルール自体を取り払おうとしている。あべこべ内閣の面目躍如といったところか。

先の国会で過労死等防止対策推進法が制定された。まずは、労働基準法をしっかり守らせることから始めるべきだ。また、子どもたちが社会に出る前に憲法、労働基準法についてしっかり学ぶことのできる環境を整備すべきだ。残業代ゼロなど、百年早い。



憲法が殺されようとする、その日に

弁護士 神原 元

憲法が殺される。

集団的自衛権を解釈で認めようという企てがそれだ。

このところ、いろいろな運動から手を引いていた私だが、その前日（6月30日）は、子守り当番にも拘わらず、官邸前に抗議に立った。娘をお腹にくっつけてだ。

娘は未だ1歳。私たちは、今1歳の子どもたちに一体どんな未来が手渡せるのだろうか。今に軍隊が海外に出て、武力行使も可能になる。娘が20歳になる頃にはどこまで進んでいるだろう。福島原発の処理だって20年では終わらない。その間にどれだけ日本は放射能に汚染されるのか。残念だが、私たちが私たちの親からもらった以上のものを、彼女の世代に残してやることは非常に難しい気が最近している。

そうであっても、残り少ない時間で、できることは何でもしよう。戦争にも、原発にも、ヘイトスピーチにも、そのほか、世界を憎悪や暴力で包もうとするすべてに反対しよう。少しでも、少しでも、子どもたちの未来をマシなものにしよう。そのために知恵を絞ろう。それが親の、せめてものつとめだろう。

官邸前では、大学生の団体が、ぴよんぴよん跳ねながら、元気よく「憲法守れ」「安倍やめろ」をくり返していた。願わくば、あの若い人たちの未来に幸多からんことを！



「戦争できる国」

弁護士 阪田 勝彦

2014年7月1日、安倍政権は、歴代内閣が認めてこなかった集団的自衛権の行使を現憲法のもとで容認するとの解釈変更の閣議決定を行いました。これで政府の解釈では、私たちの国は、「戦争できる国」になりました。これが私たちの周りの国に与える影響は計り知れません。今まで、自分が攻撃されなければ絶対に戦争はしない、って言っていた国が、別の国といざこざになったら、自分も戦争するって宣言したのです。周りの国は軍備をますます拡大し危機は逆に高まり、「抑止力」という名の下の軍拡競争が始まっていくでしょう。

これは誰が得するのでしょうか？安倍政権は、武器輸出禁止3原則を緩和し、武器見本市に初出品しました。集団的自衛権が認められると、専守防衛前提では持てなかった武器などを作り世界へ売り出します。日本の軍需産業は世界トップの技術力があるとわれながら、売上げは世界で30位以下と低迷していました。集団的自衛権容認は、これら軍需産業の利益を爆発的にあげると予測されています。アベノミクスや税制同様、何から何まで企業・資本家のためだと言われてもおかしくありません。



閣議決定はされましたが、あくまでも安倍政府がそのように言っているだけで、多くの人が反対しているし、そもそも法的な理屈は酷すぎてまともな法学者は誰も賛成していません。私たち一人一人が、この憲法という国の根本の法の意味が、企業や国家などでなく、人間個人を最高の価値あるものとしていることを再確認すべきだと思います。

コーチングをはじめました！

弁護士 鈴木 麻子



弁護士は、法律の専門家であると同時に、対人支援の専門家です。落ち込んでいたり、不安で眠れなかったり、怒りがおさまらなかったり、そんなクライアントの気持ちに共感しながらも、引きずられることなく、一緒に理想の未来を探していく。「話をして気持ちが楽になりました」と言ってもらえることは、私にとって何よりの励みです。



7月、マウイ島にて

とはいえ、自分自身がイライラしてしまうこともあり、改善したいなと思っていたところ、「コーチング」という対人支援のコミュニケーション手法があることを知りました。そんなわけで、今年の2月からチームフローというコーチングスクールに通って、ただいまコーチとして修業中。人を励まし、勇気づけたいという思いで学びはじめましたが、何よりも、自分が、励まされ、勇気づけられています。コミュニケーションで世界が変わる！と信じて、弁護士+コーチングというスタイルで新しいチャレンジをしていきたいと思っています。



5月に兵庫県豊岡市へ行ってきました。
 目的は兵庫県立コウノトリの郷公園へ行き、コウノトリと会うこと！

コウノトリは国の天然記念物であり、かつては日本中に生息していましたが、昭和46年に野生下では姿を消してしまいました…。

その後、平成元年に飼育下繁殖に成功して以来、毎年増殖に成功しています。

兵庫県立コウノトリの郷公園では、人とコウノトリの共生できる環境づくりを目的として、コウノトリの野生復帰に向けた研究や多様な事業に取り組んでいます。

その中でも特に私が興味を持ったのは、「コウノトリ育む農法」。

コウノトリ育む農法とは、栽培期間中農薬や化学肥料は一切使用せず、おいしいお米と多様な生き物を育み、コウノトリも住める地域、環境づくりを目指す農法のことだそうです。

人間が生きていくための「食べ物」としてだけでなく、生き物や環境を守りながら作物を栽培するコウノトリ育む農法は、とても素晴らしい取り組みだと思います！

(事務局 稲木瑞来)



アニメ「楽しいムーミン一家」を観ています。テレビ放送当時はあまり馴染まなかったのですが、大人になってから観てみると何だか妙にいいのです。魅力的なキャラクター達で描かれる温かくてのどかな雰囲気に癒され、そんな中で不意に出てくる真理をつくような台詞、どこか切なさや寂しさを残す余韻に心惹かれています。

観れば観るほど奥が深いムーミン。ムーミン谷で暮らす人々は、種族も嗜好も、主義主張や表現方法もそれぞれ違っています。けれど彼らには、そのどれも大した問題ではないようで、互いが常に対等で自立した存在であること、または、そうあるとすること、そして自分や皆が真に自由であることを最も大切にしているようです。

“個人としての尊重”が“人としての尊重”に変えられようとしている今、思いがけずムーミン谷の人々に叱咤激励を受けた気分です。

(事務局 服部泰子)



※ JR南武線 武蔵小杉駅から徒歩5分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、綱島街道を北に向かって進行方向右側の歩道をお進み下さい。高架になっていますので、南武沿線道路を越えた所（動物救命救急センターの前）の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサピックス（学習塾）の青い看板が立っているビルの5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車で越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。



本事務所ニュースは当事務所のご依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月にあたらしく武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。

法律相談予約受付中



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

tel.044-431-3541

<http://www.mklo.org/>